

5月5日から11日は「子どもの権利週間」です

～すべての子どもが豊かな子ども期を過ごせるまちを目指して～
子どもの権利や健やかな成長について、みんなで一緒に考えてみましょう！

令和4年4月より施行した「新潟市子ども条例」では、5月5日から11日までを「子どもの権利週間」と定め、子どもの権利について関心を持ち、理解を深めるため、様々な機会を捉えて周知・啓発を行う取組を行います。

また、全国的に子どもの権利週間と同じく5月5日から11日を「児童福祉週間」と位置づけ、こども家庭庁が全国自治体に呼び掛け、子どもの健やかな成長について国民全体で考えてもらうことを目的に、毎年様々な取組が実施しています。

つきましては、各取組を広く周知するため、広報活動にご協力をお願いいたします。

1 新潟市子ども条例の概要

子どもの権利を保障し、おとなの責務を明らかにすることで、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごせるまちの実現を目指し制定されました。

子どもの権利



令和5年4月施行

「新潟市子どもの権利推進計画」

⇒子ども一人ひとりの権利を尊重し、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごせるまちを目指し、5年間の計画期間での市の取組の方向性などをまとめました。

計画は2次元コード
より閲覧できます



おとなの責務

子どもに接するおとなを含めたすべてのおとながそれぞれの役割に応じ、連携・協力して子どもの権利を守るために取り組むことが大切です。

市、事業者、保護者、市民、
学び・育ちの施設の関係者

2 各週間に関連した取組

◆こども創造センター「GW スペシャル」イベントとの連携

5月5日（金・祝）は新潟市子育て応援キャラクター「ほのわちゃん」も登場！

※当日、取材いただく場合は、【令和5年5月2日（火）正午まで】に文末担当までご連絡をお願いいたします。

◆市役所本庁舎における懸垂幕の掲出 ほか



新潟市子育て
応援キャラクター
ほのわちゃん

【問い合わせ先】

新潟市こども未来部こども政策課 担当：吉岡・押味
電話：025-226-1193（直通）